

本庄市高校生プロジェクト「七高祭」運営業務委託 公募型プロポーザル募集要項

この募集要項(以下、「本要項」という。)は本庄市高校生プロジェクト「七高祭」運営業務委託を受注する事業者のプロポーザルによる選考に関して、提案書の募集、審査及び特定等について定めるものである。

1 業務の概要

- (1) 業務名称:本庄市高校生プロジェクト「七高祭」運営業務委託
- (2) 業務内容:別紙「本庄市高校生プロジェクト「七高祭」運営業務委託 業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間:契約締結日から令和7年2月28日まで

2 提案上限額

- ・ 委託料の提案における提案上限額は金7,297,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。
- ・ 提案見積額が、この上限を超える場合は失格とする。
- ・ 委託料の提案は、8(2)③の価格提案書の提出によって行うこと。

3 実施形式

公募型プロポーザル

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者(提案者になろうとする者)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 法人格を有する者であること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ③ 本プロポーザルの公告日(以下「公告日」という。)から過去2年間に於いて施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。
- ④ 参加の申込みをした日から受注候補者決定の日までの間、本庄市物品等の契約に係る指名停止等の措置要綱(平成21年本庄市告示第43号。以下「指名停止措置要綱」という。)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑤ 参加の申込みをした日から受注候補者決定の日までの間、本庄市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成18年本庄市告示第23号)に基づく指名除外の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- ⑦ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

- ⑧ 国税、地方税を滞納していない者であること。

5 失格基準

次の事項のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 本要項に定められた方法によらず、企画提案書類その他の提出書類が提出されたとき。
- (2) 企画提案書類その他の提出書類について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (3) 企画提案書類その他の提出書類について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (4) 本業務のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (5) 市が定める提案上限額を超えて委託料の提案をしたとき。
- (6) 著しく社会的信用を損なう行為その他本プロポーザル実施要項及び本要項に違反する等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

6 参加申込み

(1) 申込み方法

下記期間及び時間内に、参加申込書兼誓約書(様式第1号)を本庄市企画財政部広報課の窓口へ直接持参又は郵送、電子メールのいずれかの方法にて提出すること。なお、郵送の場合は令和6年3月4日(月)必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法により行うこと。また、電子メールの送信後には、送信日当日もしくは翌開庁日に電話で到着確認を行うこと。

- 受付期間 令和6年2月13日(火)から令和6年3月4日(月)※
- 受付時間 午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)
- 郵送先 〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3-5-3
本庄市企画財政部広報課魅力創造係 宛て
- メールアドレス kouhou@city.honjo.lg.jp

※本庄市の休日を定める条例(平成18年本庄市条例第2号)第1条第1項に定める休日(以下「休日」という。)を除く。

(2) 参加辞退

参加申込みをした者は、企画提案書類の提出期限までは、いつでも参加を辞退することができる。その場合は、辞退届(様式第2号)を本庄市企画財政部広報課へ提出すること。なお、郵送の場合は、期限内必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法により行うこと。

なお、辞退した者は、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。また、一度受理されたプロポーザル辞退届は撤回できない。

7 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は次のとおり行うこと。なお、軽易な事実確認を除き、電話や窓口による個別

の問い合わせには応じない。

参加希望者は、質問書の提出の有無にかかわらず、本庄市ホームページに掲載する質問に対する回答のすべての内容を必ず確認したうえで、参加申し込みを行うこと。また、質問に対する回答のすべての内容は、すべての参加希望者に適用する。

- 質問書の提出期限 令和6年2月26日(月)午後5時まで
- 質問書の提出方法 メールで広報課アドレス(kouhou@city.honjo.lg.jp)宛てに送付
(メール本文に直接記入、任意様式の添付のいずれも可)
- 質問書への回答 令和6年3月1日(金)までに本庄市ホームページの本要項掲載ページ(下記URL)にて掲示(質問者への個別回答は行わない)

<https://www.city.honjo.lg.jp/soshiki/kikakuzaisei/hishokoho/osirase/17896.html>

8 企画提案書類

(1)提出方法

参加申込みをした者は、下記期間及び時間内に、本庄市企画財政部広報課の窓口へ(2)の提出書類を直接持参又は郵送のいずれかの方法で提出すること。郵送の場合は令和6年3月13日(水)必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法により行うこと。

- 受付期間 令和6年3月13日(水)まで(持参の場合は休日を除く)
- 受付時間 午前9時から午後5時まで

(2)提出書類

書類	部数
①企画提案書(様式第3号)	1
②①企画提案書の記載内容(任意様式) ※ 下記「(3)企画提案書の記載内容」に沿ったものとする。 ※ 40 ページ以内で作成すること。表紙や目次を作成する場合は、指定のページ数に含めないこと。企画提案書の項数を各項の下中央に記載すること。 ※ A4 判(A3 判による折込ページの挿入可)で、1冊に製本(2か所ホチキス止め、両面印刷可)して提出すること。 ※ プレゼンテーションの実施にあたり市が電子データの送付を依頼する場合があります。	正本 1 副本 8
③価格提案書(様式第4号) ※記載価格は税込みとし、代表者名と代表印を記名押印すること。	1
④会社概要(パンフレット等でも可)	1
⑤類似業務の受注実績調書(様式第5号) ※ 原則として、参加申込を行った者が元請として受注した実績を記載すること。	1

<p>※ 再委託先が受注した業務は、原則として、受注実績として認めない。</p> <p>※ JV(共同企業体)として本プロポーザルに参加する場合のそれぞれの企業が受注した類似業務や、本プロポーザルに参加する法人等が過去に別名義の法人等として受注した類似業務(法人の一部署が独立して別名義の法人となった場合等)は、実績として記載することができるが、その経緯等について書面(ホームページ等も可)で併せて提出すること。</p>	
<p>⑥法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)</p> <p>※提出日前3か月以内のもの。</p>	1
<p>⑦法人事業税の納税証明書又は県税に関する証明書</p> <p>※本庄市に本社又は代理人を置く事業所がある場合のみ提出すること。</p> <p>※提出日前3か月以内で、直近1事業年度分のもの。</p>	1
<p>⑧市税に滞納がない証明書</p> <p>※本庄市に本社又は代理人を置く事業所がある場合のみ提出すること。</p> <p>※提出日前3か月以内のもの。</p>	1

※②企画提案書に関しては、プレゼンテーションの実施にあたり電子データの送付を依頼する場合がある。

(3)企画提案書の記載内容

上記(2)②の企画提案書の記載内容は各事業者の任意であるが、審査の都合上、別表「評価基準」のNo.1～12及びNo.14の評価項目に関する説明を必ず含めること。

また、以下の点に配慮して提案すること。

- ① 提案書は、40 ページ以内で作成すること。
- ② 地域連携プログラムで行うフィールドワーク(別紙業務仕様書6■業務内容1.(1)【留意事項】⑧)で発生する高校生の保険料と諸経費については、**15万円(税込)以上**を見込むこと。
※金額は、事業開始後に市所管課と協議の上で決定するが、概算として上記金額を委託金額に含めること。
- ③ 市内高等学校の部活動が合同文化祭イベント(以下「イベント」という。)に参加する際に発生する経費(別紙業務仕様書6■業務内容2.(2)⑥)については、**20万円(税込)以上**を見込むこと。
※金額は、事業開始後に市所管課と協議の上で決定するが、概算として上記金額を委託金額に含めること。
- ④ 提案書では、提案者が本事業の目的に沿って高校生参加者とどのようなイベントを企画するか、提案すること。実際の事業実施にあたっては、イベントの内容等は高校生参加者と合同で検討し、高校生参加者の意向を反映させることとするが、本プロポーザルにおいては、提案者が考える企画案を求める。※本プロポーザルで提案されたイベントを実施することを確約するものではない。
- ⑤ 上記④のとおり、本プロポーザルにおいては提案者の考えるイベント企画案を求めるが、高校生参加者の関わり方や役割、また地域との連携方法や地域を巻き込む工夫等を含めて提案すること。
- ⑥ 本事業を通じて、携わった高校生や地域の人々をどのようなプロセスで関係人口につなげるか、提案すること。
- ⑦ イベント企画・運営の提案にあたっては、以下の点に留意すること

- ・ 各イベントコンテンツの内容やタイムスケジュール、料金設定(出店者又は来場者から料金を徴収する場合)、会場レイアウト等を示すこと。臨時駐車場が必要と判断した場合には、駐車場の配置も含めて会場レイアウトを示すこと。
 - ・ 見込来場者数及びターゲット層を示すこと。
 - ・ スタッフや警備員の配置計画をはじめ安全確保のための対策を示すこと。
- ⑧ 事業の広報について、独自の提案をする場合には、告知媒体の詳細や回数、時期等を示すこと。
- ⑨ アンケート調査・集計業務については、実施方法の詳細及び回答数を増やすための工夫等を示すこと。
- ⑩ プレゼンテーション審査で動画を流す場合には、その旨を企画提案書内にも記載すること。
- なお、別表「評価基準」のNo.13(実績)及びNo.15(提案価格)については、企画提案書以外の書類で審査するため、記載は必須ではない。

(4)業務の再委託

受注者は、本業務の企画立案・運営・進行管理・広報・高校生のサポート等の一連の業務のうち概ね2分の1以上に相当する業務を第三者に委任又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部をよりノウハウを有する協力事業者に再委託する場合には、(2)の提出書類に添えて再委託業務報告書(様式第6号)をあらかじめ提出すること。

また、業務の一部を再委託する場合は、自ら再委託の相手方の業務について、直接の指揮・監督・検査等を実施し、作業に直接的に関与すること。

なお、業務遂行上における単なる発注行為(例:成果品に係るデザイン制作、印刷製本、写真撮影・編集など)は「再委託」に含まない。

(5)提案書類等の取り扱い

- ① 企画提案書類については、返却しない。
- ② 企画提案書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- ③ 提出書類については、原則、非公開とする。ただし、本庄市情報公開条例(平成18年本庄市条例第20号)の規定に基づき、請求者に公開する場合を踏まえ、公開されることにより事業者が不利益を被るおそれのある情報については、極力含まないよう留意すること。

(6)企画提案書類提出にあたっての注意事項

- ① 様式や枚数に指定がある場合は、その指定によること。
- ② 様式ごとに片面で印刷すること。
- ③ 専門知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。
- ④ 正本には、商号又は名称等を記載すること。
- ⑤ 副本は正本の写しとし、商号又は名称並びに代表者職氏名の記入及び代表者印の押印がないものを提出すること。この他、副本には作成した会社等が推定できるような記述、ロゴ等の挿入を行わないこと。

9 選定委員会、評価基準

(1) 選定委員会

本プロポーザルにおける提案の審査・選定は本庄市高校生プロジェクト「七高祭」運営業務委託プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)により実施する。

選定委員会では、企画提案書類の内容、本業務に対する提案者の意欲や理解力などをより理解するためのプレゼンテーション等を行い、評価基準に基づき点数化して、その順位が最上位の者を本業務の受注候補者として、随意契約の交渉相手方に決定するものとする。

(2) 評価基準

選定委員会での審査における評価基準は別表のとおりとする。

(3) 提案時期(プレゼンテーション)

- ① 日程 令和6年3月25日(月)
 - ・ 提案者からの説明(プレゼンテーション) 30分以内
 - ・ 委員会から提案者への質問および提案者からの回答 20分以内
- ② 場所 本庄市役所 本庁舎 504会議室(予定)

(4) 審査の流れ

- ① 選定委員会での審査は、企画提案書類及びプレゼンテーションに基づき実施する。
- ② 参加申込者数が5者を超えた場合のみ、プレゼンテーションに先立って、企画提案書類のみに基づく審査(書類審査)を行い、上位5者までをプレゼンテーション参加者として選定する。参加申込者が5者以内だった場合には、全ての参加申込者をプレゼンテーション参加者とする。
- ③ 書類審査を実施した場合、その結果を書類審査結果通知書(様式第7号)にて全ての参加申込者へ書面で通知する。
- ④ プレゼンテーションの実施日程は、プレゼンテーション開催通知書(様式第8号)により、プレゼンテーション参加者へ書面で通知する。
- ⑤ プレゼンテーションは、8(2)②並びにその電子画面をもとに行う。スクリーンへの投影にあたって必要な機器類(プロジェクター、接続ケーブル、パソコン等)は提案者が当日持ち込むこと。電源及びスクリーンは本市が用意する。
- ⑥ プレゼンテーションの際は、参加者の企業名等が特定できるようなもの(名札やバッジ等)は着用せず、企業名等を名乗らないこと。
- ⑦ プレゼンテーションは、受注した際に本件業務を担当する者が行うこと。
- ⑧ 企画提案者が1者のみの場合であっても、プレゼンテーションを実施する。
- ⑨ プレゼンテーション説明用の追加資料の提示及び配布は認めない。
- ⑩ プレゼンテーション審査で動画を流す場合は、動画の再生時間も、(3)①に定めるプレゼンテーションの実施時間(30分以内)に含む。

(5)受注候補者の決定

- ・ 全ての審査が完了した場合は、全てのプレゼンテーション参加者に対して、プロポーザル審査結果通知書(様式第9号)により書面で通知する。
- ・ 審査では、受注候補者(順位第1位)、次点候補者(順位第2位)を決定する。審査は、各委員の審査点の総得点が最も高い提案者を受注候補者とし、次に総得点の高い提案者を次点候補者とする。
- ・ 審査の結果、得点と同点の場合は、見積額の安価な提案者を上位として選定し、見積額も同額の場合は、別表「評価基準」のNo.1の得点が高い方を上位として選定する。見積額及び別表「評価基準」のNo.1の得点のどちらも同位の場合は、委員長の決するところとする。
- ・ 審査の結果、全ての者が規定の得点率に満たなかった場合、該当候補者なしとする。なお、規定の得点率に満たない場合とは、130点満点のうち50%を下回る場合(65点未満)を言う。

(6)受注候補者の取り扱い

- ① 市は、前述の受注候補者と契約に向けた協議を行う。
- ② 受注候補者との協議において双方が合意に至らなかった場合には、次点候補者に書面により通知し、本業務に係る協議を行う。なお、受注候補者と契約を締結した場合には、速やかに次点候補者に書面により通知するものとする。
- ③ 市は、受注候補者とならなかった者からの審査結果に対する一切の質問や異議申し立ては受け付けない。

10 留意事項

- (1) 参加申込、企画提案書類の作成・提出、プレゼンテーション等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 本業務のプロポーザル実施にあたり、不正行為を行った者又は提出を求められた企画提案書類に虚偽の記載を行った者は、指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行う。
- (3) 参加受付期間以降の参加申込書、企画提案受付以降の企画提案書類の追加提出、差し替え、撤回は原則として認めない。なお企画提案書類の内容を確認するため、本市が追加資料を求める場合がある。
- (4) 企画提案書類については、返却しない。
- (5) 企画提案書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (6) 提出書類については、原則、非公開とする。ただし、本庄市情報公開条例(平成18年本庄市条例第20号)の規定に基づき、請求者に公開する場合を踏まえ、公開されることにより事業者が不利益を被るおそれのある情報については、含まないこと。
- (7) 受注候補者を決定した後の契約手続きは、本庄市契約規則(平成18年本庄市規則第49号)による。
- (8) 提出された企画提案書類は、審査等の過程において複製することがある。
- (9) 電子メール等の通信事故について本市はいかなる責任も負わない。

11 スケジュール

日程(予定)	内容
令和6年2月13日(火)	公募開始(本要項等の公表、質問書の受付開始)
令和6年2月26日(月)	質問書の提出期限
令和6年3月1日(金)	質問書の回答期限
令和6年3月4日(月)	参加申込書の提出期限
令和6年3月13日(水)	企画提案書類の提出期限
令和6年3月中旬	書類審査(参加申込者が5者を超えた場合)
令和6年3月19日(火)まで	プレゼン開催通知(書類審査の結果通知)
令和6年3月25日(月)	プレゼン審査(受注候補者の決定)
令和6年3月29日(金)まで	プロポーザル審査の結果通知

12 担当部署

本庄市企画財政部広報課 魅力創造係(本庄市高校生プロジェクト「七高祭」運営業務委託プロポーザル選定委員会事務局)

【所在地】 〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3-5-3 本庄市役所 本庁舎3階

【電話】 0495-25-1614(直通) 【FAX】 0495-21-8499

【メール】 kouhou@city.honjo.lg.jp

13 様式(別紙)

様式第1号 参加申込書兼誓約書

様式第6号 再委託業務報告書

様式第2号 辞退届

様式第7号 書類審査結果通知書

様式第3号 企画提案書

様式第8号 プレゼンテーション開催通知書

様式第4号 価格提案書

様式第9号 プロポーザル審査結果通知書

様式第5号 類似業務の受注実績調書

別表 評価基準

No.	評価項目	内容	評価対象書類	配点
提案内容に関すること				
1	本庄市への理解度	シティプロモーション(関係人口の創出・地域愛の醸成)の観点から見た本市の現状、特徴、問題点の把握について評価します	②企画提案書 (任意様式)	100
2	1.地域連携プログラム 業務内容(1)(2)(3) (事業のコンサルティング、スケジュール・進捗管理、ワークショップ・フィールドワークの実施)	業務仕様書の「地域連携プログラム」業務内容(1)(2)(3)に係る「事業のコンサルティング、スケジュール・進捗管理、ワークショップ・フィールドワークの実施」に関する提案について評価します	②企画提案書 (任意様式)	
3	1.地域連携プログラム 業務内容(4)(5) (高校生参加者との連絡調整、高校生参加者のサポート・指導)	業務仕様書の「地域連携プログラム」業務内容(4)(5)に係る「高校生参加者との連絡調整、高校生参加者のサポート・指導」に関する提案について評価します	②企画提案書 (任意様式)	
4	1.地域連携プログラム 業務内容(6)(事業の広報)	業務仕様書の業務内容(6)「事業の広報」に関する提案について評価します	②企画提案書 (任意様式)	
5	1.地域連携プログラム 業務内容(7)(アンケート調査・集計業務)	業務仕様書の業務内容(7)「アンケート調査・集計業務」に関する提案について評価します	②企画提案書 (任意様式)	
6	2.合同文化祭 業務内容(1)(イベントの企画)	業務仕様書の業務(1)「イベントの企画」に関する提案について評価します	②企画提案書 (任意様式)	
7	2.合同文化祭 業務内容(2)(イベントの運営)	業務仕様書の業務(2)「イベントの運営」に関する提案について評価します	②企画提案書 (任意様式)	
8	2.合同文化祭 業務内容(3)(イベントの広報)	業務仕様書の業務(3)「イベントの広報」に関する提案について評価します	②企画提案書 (任意様式)	
9	2.合同文化祭 業務内容(4)(アンケート調査・集計業務)	業務仕様書の業務(4)「アンケート調査・集計業務」に関する提案について評価します	②企画提案書 (任意様式)	
10	2.合同文化祭 業務内容(5)(高校生参加者のサポート・指導)	業務仕様書の業務(5)「高校生参加者のサポート・指導」に関する提案について評価します	②企画提案書 (任意様式)	

	ート・指導)			
11	スケジューリング	各業務の実施時期の考え方や完了までのスケジューリングについて評価します	②企画提案書 (任意様式)	
提案事業者に関すること				
12	実施体制	人員を適正に配置し、円滑に業務を遂行できる体制となっているか、また、現場(市内)での対応が行える人員配置となっているか評価します	②企画提案書 (任意様式)	20
13	実績	類似業務の受注実績について評価します	⑤受注実績調書	
14	コンプライアンス	業務遂行におけるプライバシーやセキュリティの配慮について評価します	②企画提案書 (任意様式)	
提案価格に関すること				
15	提案価格	予算上限額に対する提案額の割合	③価格提案書	10
			配点 計	130